

第9章

文化財の保存・活用の推進体制



水戸黄門まつり オール水戸で盛り上がる、水戸の夏の風物詩です。



第9章

文化財の保存・活用の推進体制

第7章及び第8章で掲げた措置は、どのような体制で実施するのでしょうか。第9章では、推進体制を説明するとともに、地域計画の進行管理の在り方について定めます。

1 推進体制

(1) 推進体制の考え方

文化財の保存・活用に係る措置は、次に掲げる取組主体により、地域総がかりで推進していきます。

- ・行政（水戸市（外郭団体、附属機関、法定協議会、その他の有識者を含む。））
- ・文化財所有者・団体
- ・市民
- ・市民活動団体（NPO、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、公益的な活動を行う企業等）
- ・営利企業、法人
- ・大学、研究機関
- ・学識経験者

このうち、本市は多くの措置の実施主体であることはもとより、各取組主体のハブ¹として調整を図るとともに、進行管理を適切に行う役割を担うこととします（図9-1）。

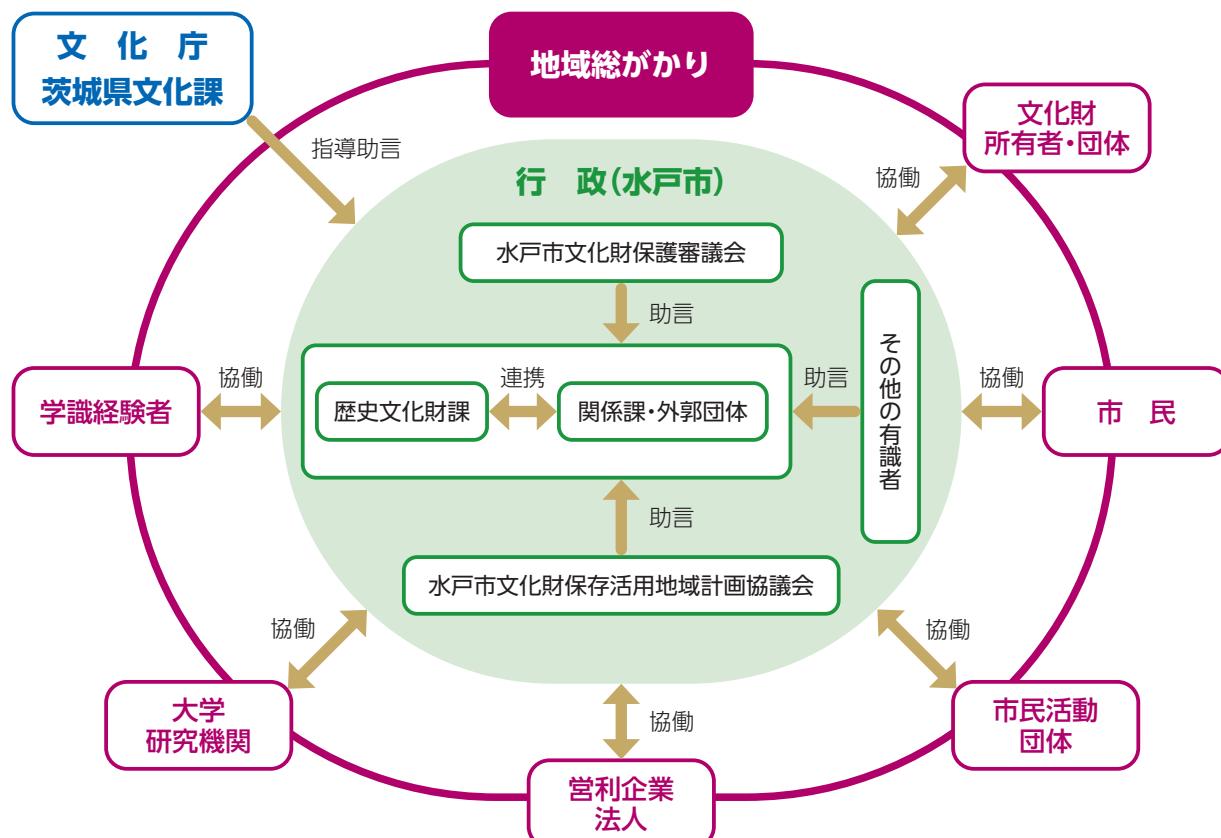


図9-1 推進体制のイメージ図

¹ハブ：中核又は中継的な役割を担うこと。



(2) 水戸市の推進体制

地域計画の進行管理は、文化財担当部局である教育委員会教育部歴史文化財課が所管し、各措置については関係課が所管していきます。

歴史文化財課の職員（定数配置されている会計年度任用職員を含む。）の配置状況、所掌事務、組織図は次のとおりです（2025（令和7）年8月現在）。

教育委員会教育部 歴史文化財課：文化財担当部局（職員28名）

【本庁】 職員10名 ※うち管理職3名

文化財係 職員6名 ※うち埋蔵文化財の専門職員2名

（事務分掌）

- 1 文化財に関すること。
- 2 歴史的風致維持向上に関すること。
- 3 史跡等の整備に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 内原郷土史義勇軍資料館に関すること。

世界遺産推進室 職員2名 ※うち管理職1名

世界遺産係 職員7名（専任2名、兼務5名）

（事務分掌）

- 1 世界遺産の登録推進に関すること。
- 2 日本遺産の魅力発信に関すること。

【出先機関】

埋蔵文化財センター 職員10名 ※うち管理職1名

調査係 職員9名 ※うち埋蔵文化財の専門職員7名

（事務分掌）

- 1 大串貝塚ふれあい公園（テニスコート及びプールを除く。）の維持管理に関すること。
- 2 埋蔵文化財の調査及び出土文化財等の整理、収蔵、展示等に関すること。
- 3 埋蔵文化財の所在の照会等に関すること。
- 4 埋蔵文化財センター調査係の予算経理及び庶務に関すること。
- 5 内原くれふしの里古墳公園の維持管理に関すること。

【教育機関】

水戸市立博物館 職員6名 ※うち管理職1名

学芸係 職員5名 ※うち自然、歴史、美術、民俗の担当学芸員各1名

（事務分掌）

- 1 博物館の維持管理に関すること。
- 2 博物館事業の企画運営に関すること。
- 3 博物館資料の調査研究に関すること。
- 4 博物館の予算経理及び庶務に関すること。
- 5 水戸市立博物館協議会に関すること。
- 6 農民館に関すること。

水戸市大塚農民館 職員1名（兼務1名） ※市立博物館長が大塚農民館長を兼務

（事業）

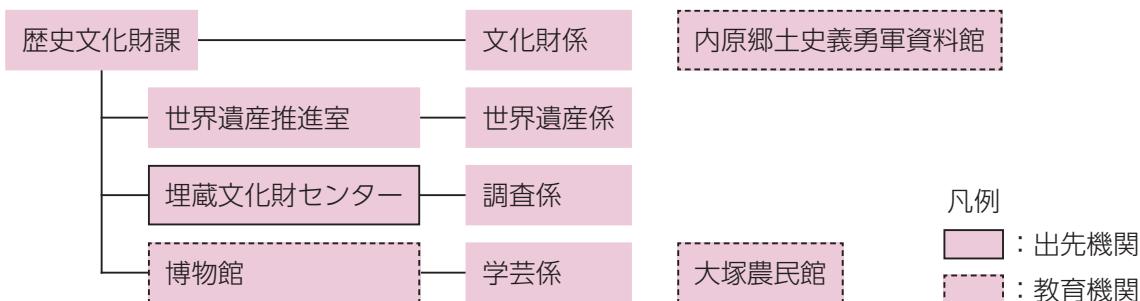
- 1 農耕の文化に関する資料の展示に関すること。
- 2 その他設置目的の達成に必要な事業に関すること。

**教育委員会教育部 歴史文化財課：文化財担当部局（職員28名）****水戸市内原郷土史義勇軍資料館** 職員3名（専任2名、兼務1名）

※歴史文化財課課長補佐が資料館長を兼務

(事務分掌)

- 1 資料館の維持管理に関すること。
- 2 資料館の事業の企画運営に関すること。
- 3 資料館資料の調査研究に関すること。
- 4 資料館の庶務に関すること。

(組織図)

地域計画に係る主な関係課は次のとおりです。

主な関係課		
【市長部局】		【消防局】
○市長公室	政策企画課◎ みとの魅力発信課*	○消防局 火災予防課*
○総務部	総務法制課* 行政経営課◎	【教育委員会事務局】
○財務部	財政課◎	○教育部 教育企画課◎ 生涯学習課*
税務事務所	市民税課*	総合教育研究所 教育研究課○*
○市民協働部	防災・危機管理課* 文化交流課*	◎ 関係課長会議構成課 ○ 市文化財保存活用地域計画協議会構成課
○生活環境部	環境保全課*	* 各措置（第7章参照）の担当課
○産業経済部	商工課○* 観光課○* 農政課* 農産振興課*	
○建設部	建設計画課*	
○都市計画部	都市計画課○* 公園緑地課* 市街地整備課*	



本市の文化財の保存・活用に係る附属機関・法定協議会・その他の有識者（専門委員）の配置状況は次のとおりです。

附属機関

【水戸市文化財保護審議会】

- ・設置根拠：水戸市文化財保護審議会条例
- ・所掌事項：
 - 1 文化財の保存に関すること。
 - 2 文化財の活用に関すること。
 - 3 その他必要と認められる事項に関すること。

【水戸市立博物館協議会】

- ・設置根拠：水戸市立博物館条例
- ・目的：博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し意見を述べる機関とする。
(博物館法第20条第2項)

法定協議会

【水戸市文化財保存活用地域計画協議会】

- ・設置根拠：水戸市文化財保存活用地域計画協議会設置要項
- ・所掌事項：
 - 1 水戸市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整に
関すること。
 - 2 前号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項に関すること。

【水戸市歴史的風致維持向上計画協議会】

- ・設置根拠：水戸市歴史的風致維持向上計画協議会設置要項
- ・所掌事項：
 - 1 水戸市歴史的風致維持向上計画の策定及び変更並びに実施に係る連絡調整に
関すること。
 - 2 前号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項に関すること。

その他の有識者（専門委員）

【水戸市史跡等整備検討専門委員】

- ・設置根拠：水戸市史跡等整備検討専門委員規則
- ・所掌事項：
 - 1 史跡等の保存整備に関すること。
 - 2 史跡等の活用に関すること。
 - 3 その他史跡等に関すること。

【水戸市世界遺産登録検討専門委員】

- ・設置根拠：水戸市世界遺産登録検討専門委員規則
- ・所掌事項：
 - 1 遺産群の顕著な普遍的価値の証明に関すること。
 - 2 遺産群の活用に関すること。
 - 3 前2号に掲げるもののほか、遺産群の世界遺産の登録について、必要があると認められる
事項に関すること。



その他の有識者（専門委員）

【水戸市文化遺産調査専門委員】

- ・設置根拠：水戸市文化遺産調査専門委員規則
- ・所掌事項：
 - 1 文化遺産の学術的評価に関すること。
 - 2 前号に掲げるもののほか、文化遺産の保護、保存及び活用のために必要と認める事項に関すること。

【水戸市立博物館資料収集専門委員】

- ・設置根拠：水戸市立博物館資料収集専門委員規則
- ・所掌事項：
 - 1 資料の学術的評価に関すること。
 - 2 資料の真偽及び価格に関すること。
 - 3 前2号に掲げるもののほか、資料収集のため必要と認める事項に関すること。

2 計画の進行管理

地域計画（Plan）に掲げた措置を円滑に実施し、効果を発揮させるため、PDCAサイクル（計画、行動・実行、評価、改善）により、進行管理を実施していきます。

措置の進捗状況については、定期的に自己点検を行うとともに、水戸市文化財保存活用地域計画協議会（法定協議会）にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて適宜見直しを行うこととします。

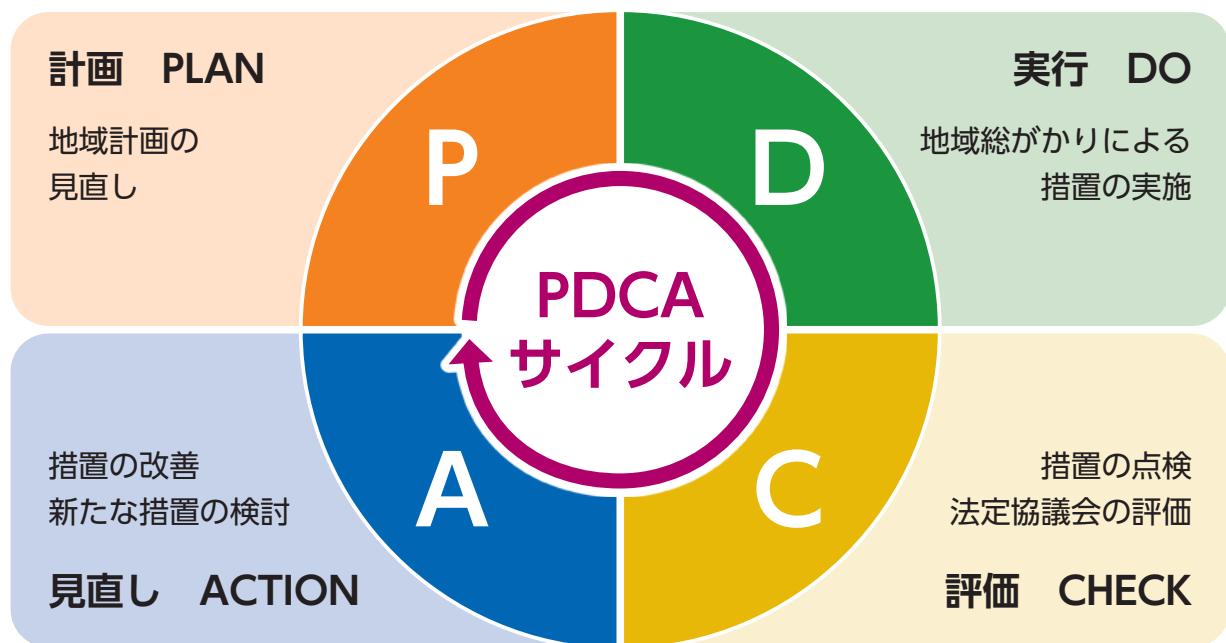


図9-2 PDCAによる進行管理

付属資料

- 1 計画作成の体制及び経緯
- 2 課題・基本施策(方針)・措置表

水戸城二の丸角櫓の復元工事
江戸時代後期の姿に復元し、
2021年にオープンしました。



付属資料1 計画作成の体制及び経緯

1 計画作成の体制

地域計画の作成に当たっては、「水戸市文化財保存活用地域計画策定基本方針」（2024年7月25日決定）に基づき、水戸市文化財保存活用地域計画協議会及び関係課長会議において計画（素案）及び計画（案）の作成を行い、文化庁の審査・認定を経て府議において計画を決定しました（事務局：市教育委員会事務局教育部歴史文化財課）。

計画（素案）及び計画（案）の作成中には、市民ワークショップ及び市民意見公募により市民の参加を得たほか、水戸市文化財保護審議会において意見を聴取しました。

また、教育委員会会議及び水戸市歴史的風致維持向上計画協議会への協議又は報告を適宜行いました。

（1）水戸市文化財保存活用地域計画協議会 委員名簿

役職	所属	氏名	選出区分
	水戸市文化財保護審議会会长 鹿島神宮文化研究所所長	大津 忠男	学識経験者
	水戸市歴史的風致維持向上計画協議会会长 茨城大学名誉教授	小野寺 淳	学識経験者
副会長	水戸市博物館協議会副会長 茨城県立歴史館歴史資料課長	笹目 礼子	学識経験者
会長	茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク代表 茨城大学人文社会科学部教授	高橋 修	学識経験者
	水戸商工会議所事務局長	山辺 太 加瀬 理 2023年度まで 2024年度から	商工業関係団体
	水戸観光コンベンション協会事務局長	田口 茂 海老澤佳之 2024年度まで 2025年度から	観光関係団体
	偕楽園公園を愛する市民の会会長	三ツ石 敏	文化財関係団体
	茨城県教育庁総務企画部文化課長	宮崎 薫 眞木 陽水 2023年度まで 2024年度から	茨城県
	水戸市産業経済部商工課長	檍崎 芳明	水戸市
	水戸市産業経済部観光課長	小林 一仁 出沼 大 2023年度まで 2024年度から	水戸市
	水戸市都市計画部都市計画課長	平澤 俊之 須藤 文彦 2023年度まで 2024年度から	水戸市



役職	所属	氏名	選出区分
	水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課長	安田 理恵	水戸市
	水戸市教育委員会事務局歴史文化財課長	小川 邦明	水戸市

(参考)

水戸市文化財保存活用地域計画協議会設置要項

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の9第1項の規定に基づき、水戸市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水戸市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項に關すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 水戸市
- (2) 茨城県
- (3) 商工関係団体
- (4) 観光関係団体
- (5) 文化財関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長（会長が置かれる前にあっては、水戸市教育委員会教育長）が招集し、会長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。



(庶務)

第8条 協議会の庶務は、水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年6月15日から施行する。

(2) 関係課長会議 名簿

所 属	氏 名
水戸市市長公室政策企画課長	宮川 孝光 2024年度まで 坪井 正幸 2025年度から
水戸市総務部行政経営課長	熊田 泰瑞 2024年度まで 永井 誠一 2025年度から
水戸市財務部財政課長	佐藤 直明
水戸市教育委員会教育部教育企画課長	菊池 浩康 2023年度まで 湯澤 康一 2024年度から
水戸市教育委員会教育部歴史文化財課長	小川 邦明

(3) 水戸市文化財保護審議会 名簿

役 職	所 属	氏 名	専 門
会 長	鹿島神宮文化研究所長	大津 忠男	民俗学
	六地蔵寺住職	栗原 邦俊	文化財所有者
	水戸市史跡等整備検討専門委員	黒澤 彰哉	仏教美術
	八幡宮宮司	田所 清敬	文化財所有者
	茨城大学人文社会学部教授	田中 裕	考古学
副会長	茨城地方史研究会副会長	永井 博	文献史学
	水戸市立博物館協議会委員	藤本 陽子	美術史
	茨城生物の会理事	安 昌美	自然科学
	文化財建造物保存技術協会参与	安田 一男	建築史
	茨城県立歴史館学芸課長	由波 俊幸	文献史学



2 計画作成の経緯

年月日	実施内容
2023（令和5）年6月15日	市文化財保存活用地域計画協議会設置
2023（令和5）年7月5日	市歴史的風致維持向上計画協議会 ・地域計画制度の報告
2023（令和5）年7月14日	関係課長会議（1回目） ・計画策定基本方針の協議
2023（令和5）年7月14日	市文化財保護審議会（1回目） ・地域計画制度の報告
2023（令和5）年7月20日	教育委員会会議 ・計画策定基本方針の協議
2023（令和5）年7月25日	政策会議 ・計画策定基本方針の決定
2023（令和5）年8月29日	文化庁協議（1回目） ・計画策定基本方針の報告及び全体協議
2023（令和5）年9月28日	市文化財保存活用地域計画協議会（1回目） ・計画策定基本方針の報告及び全体協議
2023（令和5）年11月22日	市文化財保護審議会（2回目） ・計画策定基本方針の報告
2024（令和6）年2月3日	水戸の歴史を再発見する市民ワークショップ
2024（令和6）年3月19日	文化庁協議（2回目） ・現地視察
2024（令和6）年7月29日	市文化財保護審議会（3回目） ・計画（素案／序章～第3章）の意見聴取
2024（令和6）年7月30日	市文化財保存活用地域計画協議会（2回目） ・計画（素案／序章～第3章）の協議
2024（令和6）年8月9日	関係課長会議（2回目） ・計画（素案／序章～第3章）の協議



年月日	実施内容
2024（令和6）年8月27日	文化庁協議（3回目） ・計画（素案／序章～第3章）の協議
2024（令和6）年11月26日	関係課照会（メール） ・措置表（素案）の意見聴取
2024（令和6）年12月2日	市文化財保存活用地域計画協議会（3回目） ・計画（素案／第4章～第7章及び措置表）の協議
2024（令和6）年12月24日	文化庁協議（4回目） ・計画（素案／第4章～第7章、措置表）の協議
2024（令和6）年12月25日	関係課長会議（3回目） ・計画（素案／第4章～第7章、措置表）の協議
2025（令和7）年1月23日	市文化財保護審議会（4回目） ・計画（素案／第4章～第7章、措置表）の意見聴取
2025（令和7）年3月3日	市文化財保存活用地域計画協議会（4回目） ・計画（素案／第8章～第9章、付属資料）の協議
2025（令和7）年3月14日	文化庁協議（5回目） ・計画（素案／第8章～第9章、付属資料）の協議
2025（令和7）年3月26日	関係課長会議（4回目） ・計画（素案／第8章～第9章、付属資料）の協議
2025（令和7）年3月26日	市文化財保護審議会（メール照会） ・計画（素案／第8章～第9章、付属資料）の意見聴取
2025（令和7）年5月14日	教育委員会会議 ・計画（素案）の協議
2025（令和7）年5月26日	政策会議 ・計画（素案）の決定
2025（令和7）年5月29日	市歴史的風致維持向上計画協議会 ・計画（素案）の協議
2025（令和7）年6月17日～ 2025（令和7）年7月16日	意見公募手続（パブリックコメント）



年月日	実施内容
2025（令和7）年●月●日	庁内照会（メール） ・計画（素案）の意見聴取
2025（令和7）年●月●日	文化庁協議（6回目） ・計画（案）の協議
2025（令和7）年●月●日	市文化財保存活用地域計画協議会（5回目） ・計画（案）の協議
2025（令和7）年●月●日	市文化財保護審議会（5回目） ・計画（案）の協議
2025（令和7）年●月●日	政策会議 ・計画（案）の決定
2025（令和7）年●月●日	最終計画（案）を国に提出
2025（令和7）年●月●日	水戸市文化財保存活用地域計画の申請
2025（令和7）年●月●日	水戸市文化財保存活用地域計画の認定
2026（令和8）年●月●日	教育委員会会議
2026（令和8）年●月●日	府議 ・計画の決定

序
章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資
料



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

【取組主体】 行政=水戸市(外郭団体、附属機関、法定協議会、その他の有識者を含む。)

凡
例

所有=文化財所有者・団体

市民=市民、市民活動団体(NPO、ボランティア団体、地域コミュニティ団体、公益的な活動を行う企業等)

民間=営利企業、法人

専門=大学、研究機関、学識経験者

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名		
文化財を借に楽しみ、借に伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針1 借に知る ～調査・研究・発信～	【価値ある文化財を調査・研究し、市民と共有していく必要があります】 <ul style="list-style-type: none"> ○未指定文化財の調査状況に偏りがあり、継続して調査する必要があります。 ○未知の民間所在資料(古文書や古写真等)がある可能性が高いことから、継続して把握していく必要があります。 ○埋蔵文化財の現地調査と室内整理について、適正なバランスにより調査・研究を進めていく必要があります。 ○博物館の活用の基盤となる資料について、収集・調査・研究を継続していく必要があります。 ○天然記念物や周辺の自然環境をモニタリングしていく必要があります。 	基本施策1-1 文化財の調査・研究と価値の発信 未指定文化財、民間所在資料、市内遺跡、博物館資料、ヒカリモ、自然環境など、様々なな文化財の調査・研究を推進します。	1-1-1	未指定文化財の調査・研究	
				1-1-2	民間所在資料の把握	
				1-1-3	市内遺跡の調査・研究 (再掲2-3-5)	
				1-1-4	博物館における資料の収集・調査・研究	
				1-1-5	ヒカリモの調査・研究	
				1-1-6	自然環境調査の実施	
	基本方針2 近世日本の教育遺産群の価値を調査・研究し、市民に発信していく必要があります	【近世日本の教育遺産群の価値を調査・研究し、市民に発信していく必要があります】 <ul style="list-style-type: none"> ○国際的視野に立った調査・研究により顕著な普遍的な価値(OUV)を証明し、世界遺産登録を推進する必要があります。 ○かけがえのない遺産の価値を市民と共有し、構成資産の適切な保存・活用につなげていく必要があります。 	基本施策1-2 近世日本の教育遺産群の調査・研究 近世日本の教育遺産群の世界遺産登録に向け、関係自治体との教育遺産群世界遺産登録推進協議会を通じた調査・研究・発信を推進します。	1-2-1	世界遺産登録に向けた取組の推進	
				1-2-2	世界遺産シンポジウム・講演会等の開催	
				1-2-3	教育遺産世界遺産登録推進協議会を通じた広域連携	
	基本方針3 時代に適応した効果的な情報発信を推進する必要があります	【時代に適応した効果的な情報発信を推進する必要があります】 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページから知りたい情報をすぐに探せるよう、ページを工夫するとともに、SNSや全国データベースシステムを活用するなど、効果的な情報発信を推進していく必要があります。 ○WEBの活用とともに、刊行物やシンポジウム・講演会等による情報発信も推進していく必要があります。 ○文化財新規指定・認定にあわせて、案内板を設置していく必要があります。また、既存の案内板や標柱の老朽化が進んでおり、適宜修繕していく必要があります。 ○インバウンドの増加により、多言語化による情報発信に努めていく必要があります。 	基本施策1-3 効果的な文化財の情報発信 ホームページ、SNS、全国データベースシステム等のWEBを通じた情報発信を推進するとともに、講演会の開催、説明板の設置及び多言語化を推進します。	1-3-1	ホームページの充実	
				1-3-2	SNS、動画配信サービスを活用した情報発信	
				1-3-3	全国データベースシステムの活用	
				1-3-4	刊行物による情報発信	
				1-3-5	シンポジウム・講演会等の開催 (再掲4-2-5)	
				1-3-6	説明板、案内板、標柱、サイクル、銅像等の修繕・新設	
				1-3-7	多言語対応の強化	



◎=実施主体 / ○=協力 / * =状況により協力

【計画期間】 前期=2026(令和8)年度～2028(令和10)年度
後期=2029(令和11)年度～2033(令和15)年度

措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画期間	
		行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
把握が少ない歴史資料、無形文化財、石造物など、未指定文化財の調査・研究を進め、文化財リストを拡充します。	継続	◎					*	■ ■
県立歴史館等と連携しながら、民間が所有する古文書等の把握調査を進めます。	継続	◎		*			*	■ ■
市内遺跡の調査・研究を進め、報告書刊行等により、遺跡の価値を発信します。	継続	◎					*	■ ■
博物館において、資料の収集、所蔵資料の調査・研究を推進し、文化財の保存と価値付けを図ります。	継続	◎					*	■ ■
市指定天然記念物「ヒカリモ」の活用に向け、生態の調査・研究を推進します。	継続	◎					○	■ ■
自然環境調査を実施し、市内の自然環境の情報収集を図り、現状把握に努めます。	継続	◎						■ ■
近世日本の教育遺産群の世界遺産登録に向け、比較研究や包括的保存管理計画等の調査・研究を推進します。	継続	◎	*	*	*	*	■ ■	■ ■
シンポジウムや講演会を開催し、弘道館・偕楽園をはじめとする近世日本の教育遺産群の価値を市民と共有します。	継続	◎		*			*	■ ■
本市、足利市、備前市及び日田市の4市で構成する教育遺産世界遺産登録推進協議会を通じた広域連携による活動を推進します。	継続	◎	*	*	*	*	■ ■	■ ■
市ホームページについて、文化財関連情報を素早くリサーチできるよう、サイトマップを適宜見直し、改善を図ります。	継続	◎						■ ■
公式SNSを新設し、市の文化財情報をリアルタイムで配信するとともに、市公式YouTubeを活用し、文化財関連の動画番組を適宜拡充します。	継続	◎						■ ■
「全国遺跡報告書総覧」など、国等が運営する文化財データベースサイトに市の文化財情報を掲載します。	継続	◎						■ ■
『水戸の先人たち』、『水戸の指定文化財』、博物館図録等の既刊行物の頒布を促進するとともに、新規に刊行物を発行し、情報発信に努めます。	継続	◎						■ ■
文化財、郷土の先人、展覧会のテーマにあわせたシンポジウム・講演会等を適宜開催し、情報発信に努めます。	継続	◎		○	○	○	■ ■	■ ■
文化遺産説明板等の修繕や新規設置を適宜実施します。	継続	◎	○	○				■ ■
文化遺産説明板やパンフレット等の多言語化を推進します。	継続	◎						■ ■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を惜しみ、惜しむに伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針2 偕に守る－保存－	<p>【文化財を指定・認定し、保存を図っていく必要があります】</p> <p>○市独自の認定制度である地域文化財を積極的に活用し、文化財保存・活用の裾野を広げていく必要があります。</p> <p>○国登録文化財の登録数が少ないため、登録文化財を制度を積極的に活用していく必要があります。</p>	基本施策2-1 文化財指定等による保存の充実 市指定文化財、市地域文化財、登録文化財、関連する制度など、個別の文化財に応じた指定等を推進します。	2-1-1	文化財指定の推進
				2-1-2	市地域文化財認定の推進
				2-1-3	国登録文化財登録の推進
		<p>【水戸ならではの歴史・自然景観を将来の世代に伝えていく必要があります】</p> <p>○歴史・自然景観は開発等によって失われやすいため、継続的な保全措置を講じていく必要があります。</p> <p>○水戸城大手門・二の丸角櫓周辺土塁について、急傾斜地崩壊対策と歴史的景観の維持向上を両立させていく必要があります。</p> <p>○天然記念物の生息環境である、森林、樹木、水辺環境について、保全を図っていく必要があります。</p>	基本施策2-2 歴史・自然景観の保全・形成 風致地区や景観ガイドライン等による規制や誘導等を適切に推進するとともに、水戸城土塁(法面)を整備します。また、森林や水辺環境等の保全・形成を推進します。	2-2-1	風致地区における規制等の適正な運用
				2-2-2	景観ガイドライン等による景観誘導
				2-2-3	公共施設における先導的な景観形成
				2-2-4	水戸ならではの景観の形成
				2-2-5	水戸城土塁(法面)の整備 (再掲2-5-5)
				2-2-6	特別緑地保全地区の保全
				2-2-7	森林保全の推進
				2-2-8	豊かな水辺環境の保全
				2-2-9	生物多様性の保全
				2-2-10	保存樹等の適正管理の促進
		<p>【文化財の性質に応じた保存措置を講じ、未来に伝えていく必要があります】</p> <p>○文化財は、性質や個別の文化財を取り巻く状況によって、保存方法が異なることから、個別の文化財に応じた保存措置を講じていく必要があります。</p> <p>○国指定等文化財のうち、市が所有・管理する文化財の保存活用計画が未策定であることから、策定を進めていく必要があります。</p> <p>○博物館資料や出土遺物の収蔵庫不足が深刻化しており、適切な保管のための措置を講じていく必要があります。</p>	基本施策2-3 文化財の性質に応じた多様な保存措置 指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地、博物館資料、出土遺物、公文書など、個別の文化財の性格に応じた保存に係る措置を推進します。	2-3-1	指定等文化財の適切な管理
				2-3-2	指定等文化財の巡視 (再掲2-5-9)
				2-3-3	遺跡地図の更新
				2-3-4	史跡等の公有化
				2-3-5	市内遺跡の調査・研究 (再掲1-1-3)



措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画期間	
		行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
市指定文化財の新規指定を推進します。	継続	◎	○				■	■
市地域文化財の新規認定を推進するとともに、地方登録文化財への移行に向けた検討を行います。	継続	◎	○	○			■	■
国登録文化財の新規登録を推進します。	継続	◎	○				■	■
関連する制度(第2章第3、市地域文化財を除く。)の新規指定等を推進又は協力します。	継続	◎	○	○		*	■	■
市街地に残る豊かな自然的景観の保全に向け、風致地区における規制等の適正な運用を図ります。	継続	◎		*			■	■
市民向け景観ガイドラインの策定等により、市民主体の景観形成に向けた景観誘導を行います。	継続	◎		○			■	■
水戸市公共施設景観形成ガイドラインや水戸市サインマニュアルに基づき、公共施設の良好な景観形成を図ります。	継続	◎					■	■
偕楽園・千波湖周辺や弘道館・水戸城跡周辺等の地区においては、自然や歴史的資源と調和した景観形成を推進します。	継続	◎		○			■	■
急傾斜地の崩落対策を講じるとともに、水戸城にふさわしい景観形成を図るため、土塁(法面)整備を実施します。	継続	◎					■	■
身近な緑としての特別緑地保全地区の保全と適正な管理を促進します。	継続	◎		*			■	■
平地林、私有林の保全やナラ枯れ、松くい虫被害対策等を進めるとともに、森林ボランティア活動を促進するなど、森林保全を推進します。	継続	◎		*			■	■
千波湖をはじめとする多くの水辺空間について、より市民に親しまれるよう、保全、整備に努め、ビオトープの整備等に積極的に取り組んでいる市民活動団体の活動を支援します。	継続	◎		*			■	■
生物の生息・生育環境の保全を図るとともに、希少種の保護や外来種対策を実施するなど、ネイチャーポジティブに向けた取組を推進します。	継続	◎		*			■	■
保存樹等の適正な維持管理の支援を図るとともに、新規の指定に努めます。	継続	◎		*			■	■
指定等文化財を確実に保存していくため、文化財保護法、市文化財保護条例等に基づき、適切に管理します。	継続	◎	○				■	■
指定文化財を定期的に巡視し、文化財や防犯・防火設備に異常がないかモニタリングを行います。	継続	◎	*				■	■
埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲を周知し、開発等による遺跡の取扱いを円滑に進めるため、遺跡地図を適宜更新します。	継続	◎					■	■
本市の歴史にとって重要な史跡を将来に伝えるため、市民や地域の要望を勘案し公有化を検討します。	継続	◎					■	■
市内遺跡の調査・研究を着実に進め、報告書刊行等により、遺跡の価値を発信します。	継続	◎				*	■	■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を惜しみ、惜しむ伝える歴史文化を生かしたまちづくり	基本方針2 偕に守る－保存－	<p>【文化財の性質に応じた保存措置を講じ、未来に伝えていく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財は、性質や個別の文化財を取り巻く状況によって、保存方法が異なることから、個別の文化財に応じた保存措置を講じていく必要があります。 ○国指定等文化財のうち、市が所有・管理する文化財の保存活用計画が未策定であることから、策定を進めていく必要があります。 ○博物館資料や出土遺物の収蔵庫不足が深刻化しており、適切な保管のための措置を講じていく必要があります。 	基本施策2-3 文化財の性質に応じた多様な保存措置 指定等文化財や埋蔵文化財包蔵地、博物館資料、出土遺物、公文書など、個別の文化財の性格に応じた保存に係る措置を推進します。	2-3-6 指定相当の埋蔵文化財の現地保存に向けた検討	
				2-3-7 市外にある関連史跡等の保存への支援	
				2-3-8 台渡里官衙遺跡群の保存活用計画の作成	
				2-3-9 博物館資料の適切な保管	
				2-3-10 出土遺物の適切な保管	
				2-3-11 市史編さん資料、公文書等の適切な保管	
		<p>【文化財をデジタル上で保存し、市民に共有していく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財のDXを進め、効率的・効果的な保存・活用につなげていく必要があります。 	基本施策2-4 デジタル技術による文化財の保存 三次元レーザ測量やフォトグラメトリ等の新技術を応用するなど、文化財のDXを推進するとともに、博物館資料のデジタルアーカイブシステムを構築します。	2-4-1 新技術を応用した文化財保存・活用のDX	
				2-4-2 博物館資料のデジタルアーカイブの構築	
		<p>【強靭な文化財防災体制を市民協働により築き上げていく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に文化財を守るためのフローなどが市民と共有されていないことから、マニュアルを作成し、市民とともに災害から文化財を守る手段を講じていく必要があります。 ○茨城史料ネットをはじめ、災害発生時に連携すべき機関等との連携体制を明確化する必要があります。 	基本施策2-5 文化財の防犯・防災体制の強化 文化財防災マニュアルやレスキューリストを策定するとともに、災害発生時の文化財レスキュー体制を構築するなど、文化財の防犯・防災を推進します。	2-5-1 文化財防災マニュアルの策定	
				2-5-2 文化財レスキューリストの作成	
				2-5-3 各種ハザードマップによる啓発	
				2-5-4 那珂川水系流域治水プロジェクトの促進	
				2-5-5 水戸城土壘(法面)の整備 (再掲2-2-5)	
				2-5-6 防災設備の整備促進	
				2-5-7 防火対象物への立入検査の強化	
				2-5-8 文化財防火データの実施	
				2-5-9 指定等文化財の巡視 (再掲2-3-2)	
				2-5-10 関連機関・団体と連携した文化財レスキュー体制の構築	



措 置

措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画期間	
		行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
指定相当の埋蔵文化財が発見された場合は、開発原因者や関係機関等と協議し、現地保存に努めます。	継続	◎	*			*	■	■
天狗・諸生の乱関連史跡など、本市の歴史にとって重要な市外の関連史跡について、関係自治体や団体と連携を図りながら保存のための支援を行います。	継続	◎	○	○			■	■
国指定史跡台渡里官衙遺跡群保存活用計画の作成を進めます。	継続	◎	*				■	■
博物館の所蔵資料を適切に保存していくため、収蔵庫不足解消のための検討を進めます。	継続	◎					■	■
出土遺物を適切に収蔵・保管していくため、収蔵庫不足解消のための検討を進めます。	継続	◎					■	■
本市の歴史をひとと上で重要な歴史資料である市史、町史、村史編さん資料及び公文書を適切に管理・保管していく環境を整えます。	継続	◎					■	■
三次元レーザ測量やフォトグラメトリ等の新技術を導入し、効率的・効果的な文化財の保存・活用を進めます。	新規	◎					■	■
市立博物館等が所蔵する資料のデジタルアーカイブシステムを構築し、市民への公開を促進します。	継続	◎					■	■
災害発生時に文化財の被災を防ぐため、文化財防災マニュアルを策定し、市民と共有します。	新規	◎				*	■	■
災害発生時に速やかに文化財を救出できるよう、文化財所有者を把握し、リスト化を進めます。	新規	◎					■	■
WEB版ハザードマップの導入及び紙媒体ハザードマップの更新を実施し、これらを用いて市民に対して分かりやすいハザードエリアの普及啓発を実施します。	継続	◎					■	■
国、県、市が一体となって治水対策を推進し、那珂川水系流域の浸水被害の軽減を図ります。	継続	◎					■	■
急傾斜地の崩落対策を講じるとともに、水戸城にふさわしい景観形成を図るために、土壠(法面)整備を実施します。	継続	◎					■	■
指定文化財(建造物)について、法令に基づき、自動火災報知設備等の防災設備の維持管理を促進します。	継続	○	◎				■	■
消防法に基づく立入検査を実施し、より多くの施設の火災リスクを低減させることで、施設関係者や利用者の安全を確保します。	継続	◎	○				■	■
文化財防火マークにあわせ、文化財所有者や地域の協力のもと防火訓練を実施するなど、火災の啓発に努めます。	継続	◎	○	○			■	■
指定文化財を定期的に巡視し、文化財や防犯・防火設備に異常がないかモニタリングを行います。	継続	◎	*				■	■
災害発生時に即時対応できるよう、茨城史料ネット、県立歴史館等との連携を強化し、レスキュー体制の構築に努めます。	新規	◎				◎	■	■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を借に楽しみ、借に伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針3 借に生かす－活用－	【歴史的風致を生かしたまちづくりを長期的に進めていく必要があります】 ○歴まち計画の進捗評価を毎年度実施し、第3期計画につなげていく必要があります。	基本施策3-1 水戸ならではの歴史まちづくりの推進 水戸市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、歴史的風致の維持向上に係る施策を推進するとともに、適切な進行管理を行います。また、第3期計画の策定を行います。	3-1-1	歴史的風致維持向上計画に基づく施策の推進
			基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区等の歴史的資源の集積エリアはもとより、台渡里官衙遺跡群など、市内に存する様々な文化財を市民協働により活用し、楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。	【弘道館・水戸城跡周辺地区】	
			基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。	3-2-1	水戸城歴史的建造物を活用した魅力づくり
				3-2-2	民官連携による年間を通じたにぎわいづくり
				3-2-3	朝型・夜型イベントの充実 (再掲3-2-6)
				3-2-4	歴史的景観の改修整備
			【偕楽園・千波湖周辺地区】		
			基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。	3-2-5	梅まつりをはじめ年間を通じた民官連携イベントの充実
				3-2-6	朝型・夜型イベントの充実 (再掲3-2-3)
				3-2-7	園路、広場等の整備
				3-2-8	民間活力等を活用した魅力的な空間演出
			基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。	3-2-9	千波湖における環境学習会等の実施
				3-2-10	偕楽園、千波湖、アダストリアみとアリーナ等と連携した回遊性を高める仕掛けづくりの推進
			【保和苑周辺地区 (ロマンチックゾーン)】		
			基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。	3-2-11	既存施設のリノベーション
				3-2-12	あじさいまつりの充実



措置	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
	水戸ならではの歴史的景観の保全・形成に取り組むとともに、歴史的資源の適切な保存・活用を図るなど、天下の魁・水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを進めます。	継続	◎	*	*	*		■	■
	水戸城歴史的建造物である大手門や二の丸角櫓等を活用し、講座やイベントを開催しながら、水戸ならではの歴史を感じることのできる魅力づくりを推進します。	継続	◎					■	■
	民間事業者等の主体による、地区の魅力向上及び誘客促進につながるイベントの開催を支援します。	継続	◎			○		■	■
	地区に有する地域資源を最大限活用しながら、民官連携により朝型・夜型イベントを創出し、観光客の滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげます。	継続	◎			○		■	■
	水戸学の道の改修を行うなど、地区的道路景観改修整備を推進します。	継続	◎					■	■
	各種まつりにおけるコンテンツの更なる充実を図ります。また、民間事業者主体のイベント開催を支援し、地区的魅力向上を図ります。	継続	◎			○		■	■
	地区に有する地域資源を最大限活用しながら、民官連携により朝型・夜型イベントを創出し、観光客の滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげます。	継続	◎			○		■	■
	水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを進める取組の一環として、千波公園の園路、広場等の整備を図ります。	継続	◎					■	■
	黄門像広場周辺地区で実施しているパークPFI事業により、自然の特色を生かしつつ、民間活力を活用した魅力的な空間演出を推進します。	継続	◎			○		■	■
	協働による千波湖学習会の開催等により、千波湖周辺の自然環境保全に係る意識の高揚を図ります。	継続	◎				○	■	■
	偕楽園、千波湖、アダストリアみとアリーナ等と連携した回遊性向上に向けた事業を推進します。	継続	◎			○		■	■
	魅力ある交流拠点の一つとしてにぎわいの創出を図るため、公園施設の更新や園路の整備等を実施するとともに、修景施設の整備を進めます。	継続	◎					■	■
	近隣学校や地元商店会等と連携しながら、水戸のあじさいまつりの各コンテンツの充実を図ります。	継続	◎	○	○			■	■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を借りに楽しみ、借りに伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針3 借り生かす－活用－	<p>【楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります】</p> <p>○弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区等の歴史的資源の集積エリアはもとより、台渡里官衙遺跡群など、市内に存する様々な文化財を市民協働により活用し、楽しめる交流拠点づくりを進めていく必要があります。</p>	基本施策3-2 文化財を生かした交流拠点づくり 弘道館・水戸城跡周辺地区、偕楽園・千波湖周辺地区、保和苑周辺地区、備前堀周辺地区、歴史公園・史跡・建造物等において、文化財を活用した施策を推進します。	3-2-13	近隣学校等と連携した若い世代を呼び込む取組の推進
				【備前堀周辺地区】	
				3-2-14	市民主体の景観まちづくりの促進
				3-2-15	備前堀を活用したイベントの開催
				【歴史公園・史跡・建造物等】	
				3-2-16	台渡里官衙遺跡群の活用方策の検討
				3-2-17	吉田古墳の活用方策の検討
				3-2-18	大串貝塚ふれあい公園の活用
				3-2-19	くれふしの里古墳公園の活用
				3-2-20	市が所有又は管理する史跡・建造物等の活用
		<p>【日本遺産を活用した地域の活性化を図る必要があります】</p> <p>○地域をまたいだ構成文化財からなる日本遺産は活用が難しい面があり、特性を生かした活用策を講じていく必要があります。</p> <p>○市民・民間団体と一緒に連携を図り、日本遺産を観光や教育に活用していく必要があります。</p>	基本施策3-3 日本遺産を生かした魅力発信 教育・観光・産業等の振興によって地域が活性化するよう、日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」を生かした施策を推進します。	3-3-1 日本遺産を生かしたブランド力の向上 3-3-2 日本遺産フェスティバルin水戸の開催 3-3-3 教育遺産群地域プレーヤーの育成 3-3-4 県内日本遺産認定都市間の連携 3-3-5 二の丸展示館における展示の充実 3-3-6 インバウンド観光の推進	
		<p>【水戸の誇る多様な文化について、更なる活用を図る必要があります】</p> <p>○まつり、オセロ、花火、納豆、水府提灯、梅干し等の多様な文化について、文化財として捉える視点がなかったことから、今後文化財としての活用も図っていく必要があります。</p>	基本施策3-4 水戸らしさを伝える文化財の活用 水戸の歴史に裏打ちされたまつり、生活文化、食文化及び伝統工芸を「水戸らしさを伝える文化財」と位置付け、活用に係る施策を推進します。	3-4-1 各種まつりの充実 3-4-2 水戸発祥のオセロの普及・啓発 3-4-3 歴史的資源、花火、納豆や水府提灯等の特産品を活用したブランディング	



措 置

措置内容

継続 ／ 新規	取組主体						計画 期間	
	行 政	所 有	市 民	民 間	専 門	前 期	後 期	

近隣学校や地元商店会等と連携しながら、保和苑及び周辺史跡を活用した事業を実施し、年間を通して「水戸のロマンチックゾーン」に若い世代を呼び込みます。

継続	◎		○	○		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

建築物等の景観誘導を図ること等により、住んでいてよかったと思える備前堀景観まちづくりを進めます。

継続	◎	*	◎			■	■
----	---	---	---	--	--	---	---

下市タウンフェスティバルや備前堀灯ろう流しなど、備前堀を活用した民間イベントの開催を支援します。

継続	○		◎			■	■
----	---	--	---	--	--	---	---

国史跡台渡里官衙遺跡群について、地域住民等との協働のもと、新たな魅力発信交流拠点としての活用方策を検討します。

継続	◎		○	*		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

国史跡吉田古墳について、地域住民等との協働のもと、新たな交流創出に向けた活用方策を検討します。

継続	◎		*	*		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

地域や市民に親しまれる歴史公園となるよう、埋蔵文化財センターの展示、貝層断面の修繕、風土記の丘ふるさとまつりの充実等を図ります。

継続	◎		*	*		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

県内有数の古墳密集地としての特性を生かしながら、にぎわいのある魅力発信交流拠点の形成を図ります。

継続	◎					■	■
----	---	--	--	--	--	---	---

地域の歴史に愛着を感じてもらえるよう、水戸市水道低区配水塔や日新塾跡をはじめとする、市が所有又は管理する建造物・史跡等の有効活用を図ります。

継続	◎		*			■	■
----	---	--	---	--	--	---	---

日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」について、関係自治体や市民との協働により、教育や観光に活用するなど、ブランド力の向上を図ります。

継続	◎		○	○		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

全国の日本遺産ストーリーが集結する日本遺産フェスティバルを2028(令和10)年度に開催し、まちなかの活性化を図ります。

新規	◎		*	*		■	
----	---	--	---	---	--	---	--

構成文化財を理解し、教育遺産群に関する事業を将来的に担う地域プレーヤーを育成します。

継続	◎		○			■	■
----	---	--	---	--	--	---	---

日本遺産認定ストーリーの所在市である笠間市(かさましこ)及び牛久市(日本ワイン140年史)と連携した講演会やイベントを開催するなど、県内日本遺産の魅力を発信します。

継続	◎					■	■
----	---	--	--	--	--	---	---

二の丸展示館において、日本遺産に関する展示を適宜更新し、ビジターセンターとしての機能の充実を図ります。

継続	◎					■	■
----	---	--	--	--	--	---	---

水戸市インバウンド推進機構と連携しながら、ターゲットを絞ったSNS等の活用による戦略的プロモーションの実施と、多言語対応等による受入体制の充実を図ります。

継続	◎			○		■	■
----	---	--	--	---	--	---	---

水戸ならではの歴史、文化、食、体験等の資源を活用しながら、まつり・イベントの充実を図ります。

継続	◎		○	○		■	■
----	---	--	---	---	--	---	---

各種オセロ大会・講座・イベントの開催、大規模大会の誘致に取り組みながら、文化としてのオセロを市民に定着させるため、幅広い世代に向けたオセロの普及・啓発に努めます。

継続	◎		○			■	■
----	---	--	---	--	--	---	---

集客力のあるイベントにおいて、弘道館・偕楽園をはじめとする水戸徳川家ゆかりの歴史的資源や、花火、納豆、水府提灯等の地域資源を活用したコンテンツの実施及びPRを行います。

継続	◎			○		■	
----	---	--	--	---	--	---	--



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を借りに楽しみ、借りに伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針3 借り生かす～活用～	<p>【水戸の誇る多様な文化について、更なる活用を図る必要があります】</p> <p>○まつり、オセロ、花火、納豆、水府提灯、梅干し等の多様な文化について、文化財として捉える視点がなかったことから、今後文化財としての活用も図っていく必要があります。</p>	基本施策3-4 水戸らしさを伝える文化財の活用 水戸の歴史に裏打ちされたまつり、生活文化、食文化及び伝統工芸を「水戸らしさを伝える文化財」と位置付け、活用に係る施策を推進します。	3-4-4	水戸の誇る食文化の発信
				3-4-5	水戸の誇る伝統文化の発信
				3-4-6	農福連携によるわら納豆の未来への継承
				3-4-7	水戸の梅産地づくりの推進
				3-4-8	グッズの制作・販売 (再掲5-3-1)
	基本方針4 借り育てる～人づくり～	<p>【博物館が集積する文化のまちとしての魅力を高めていく必要があります】</p> <p>○博物館が市内に集積するという環境を生かし、施設間の連携を強化し、展示を充実させていく必要があります。</p>	基本施策3-5 博物館活動の推進 市立博物館、埋蔵文化財センター、内原郷土史義勇軍資料館、水戸芸術館、植物園等の博物館において、展覧会やイベント等の実施を通じた魅力ある活動を推進します。	3-5-1	市立博物館における展示の充実
				3-5-2	埋蔵文化財センターにおける展示の充実
				3-5-3	内原郷土史義勇軍資料館における展示の充実
				3-5-4	水戸芸術館の運営充実
				3-5-5	植物公園の再整備
				3-5-6	植物公園の更なる魅力づくり
	基本方針4 借り育てる～人づくり～	<p>【戦争の記憶を継承し、平和の尊さを伝えていく必要があります】</p> <p>○戦後80年以上が経過し、戦争経験者の記憶が加速度的に失われつつある中、アーカイブや戦後世代による記憶の継承を進めていく必要があります。</p>	基本施策3-6 歴史を生かした平和事業の推進 平和記念館の展示の充実を図るとともに、ぴ～すプロジェクト、「わたしは戦争を忘れない」を開催します。また、戦争経験者のアーカイブ化や次世代の語り部の育成を推進します。	3-6-1	平和記念館における展示の充実
				3-6-2	戦争経験のアーカイブ化
				3-6-3	ぴ～すプロジェクトの実施
				3-6-4	わたしは戦争を忘れないの開催
				3-6-5	戦後世代による戦争経験の継承



措置	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画 期間	
			行政	所 有	市 民	民間	専 門	前 期	後 期
	ホームページやSNS等を通じて本市の特産品である納豆の情報を発信するほか、納豆関連イベント等への支援を行い、「納豆のまち・水戸」のプロモーションを実施します。	継続	◎			○		■	■
	まつり、花火、水府提灯等の伝統文化について、インフルエンサーの活用やインバウンド向けの発信等を戦略的に実施します。	継続	◎					■	■
	本市の特産品である「わら納豆」用わらつとの生産者が減少する中、農福連携による生産体制づくり、わら納豆のPR等により、水戸の納豆文化の未来への継承を図ります。	継続	◎		○	○		■	■
	ジョイント栽培による梅の生産を推進するとともに、水戸の梅産地づくり協議会を通じた、生産、加工、販売の一体化を推進します。	継続	◎		○	○	*	■	■
	文化財を活用したグッズを制作・販売し、文化財への愛着を促進するとともに、財源確保に努めます。	継続	◎					■	■
	市立博物館において、常設展示を適宜更新するとともに、特別展及び企画展を開催するなど、自然、歴史、美術、民俗資料を生かした展示の充実を図ります。	継続	◎					■	■
	埋蔵文化財センターにおける市内遺跡調査の成果をもとにした企画展を開催するなど、考古資料を生かした展示の充実を図ります。	継続	◎					■	■
	内原郷土史義勇軍資料館において、満蒙開拓に特化した国内唯一の公立博物館としての特性を生かし、企画展を開催するなど、展示の充実を図ります。	継続	◎					■	■
	水戸芸術館において、音楽、演劇、美術分野の多彩な事業の実施により、市民文化を醸成しながら、世界に向けて芸術・文化を創造・発信するなど、運営の充実に取り組みます。	継続	◎					■	■
	既存の魅力ある施設や眺望を生かしながら、幅広い客層が気軽に訪れる事のできる公園とするため、第2期リニューアル整備を進めます。	継続	◎					■	■
	植物公園について、イベントや各種展示会の開催、体験学習の充実、遠足・旅行会・研究会の場としての利活用等の事業展開を通して、公園の更なる魅力づくりを推進します。	継続	◎					■	■
	平和記念館について、水戸空襲や戦後復興の歩み等の展示を通して、平和事業を推進します。	継続	◎					■	■
	戦争経験者の実経験を後世に伝えるため、戦争語り部の講演やインタビューを可能な限りアーカイブ化し、市民に発信します。	継続	◎		○			■	■
	多角的な平和事業を展開するため、市内博物館が連携する「ぴ～すプロジェクト」を推進します。	継続	◎	*	*			■	■
	水戸空襲の日（8月2日）及び終戦の日（8月15日）にあわせ、「わたしは戦争を忘れない」を開催し、戦争経験者の記憶を実際に聞く機会を提供します。	継続	◎		○			■	■
	戦争経験者の記憶が失われないよう、戦後世代の市民が継承していく取組を推進します。	継続	◎		○			■	■
	郷土への理解と关心を深める教育や、芸術に触れ豊かな感性を育む教育を充実するとともに、様々な体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進します。	継続	◎					■	■
	小学校等の校外学習として博物館見学を受け入れ、「むかしの道具の実体験講座」を実施するほか、出前授業や資料の貸出を行うなど、学校教育との連携に努めます。	継続	◎					■	■
	かやぶき体験、塩づくり、土器づくり、勾玉づくり、縄文服装体験教室を開催するなど、郷土の歴史に触れることができる機会を提供します。	継続	◎					■	■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を惜しみ、惜しむ伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針4 偕に育てる～人づくり～	<p>【郷土愛の醸成を図る機会を提供していく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財を活用した教育を通して、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成に努める必要があります。 ○文化財を生かした体験型教育の充実を図る必要があります。 	基本施策4-1 文化財を生かした子育て、学校教育 水戸スタイルの教育や、市立博物館・埋蔵文化財センターにおける体験活動など、子どもが文化財を学び、親しめる施策を推進します。	4-1-4	水戸郷土かるたの活用
				4-1-5	こどもが理解しやすい展示の充実
				4-1-6	伝統文化親子教室の開催支援
	基本方針4 偕に育てる～生涯学習～	<p>【文化財を生かした学びの機会を提供するとともに、文化財の担い手を確保していく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財を生かした生涯学習を充実させていく必要があります。 ○地域の歴史サークル等との連携を図り、地域と協働して生涯学習の充実に努めていく必要があります。 ○無形の民俗文化財等の伝統芸能の担い手不足が深刻化しており、担い手の継承に向けた措置を講じていく必要があります。 	基本施策4-2 文化財を生かした生涯学習 文化財を活用した生涯学習活動を市民協働により推進するとともに、伝統芸能等の担い手の確保に向けた施策を推進します。また、図書、資料の充実を推進します。	4-2-1	いきいき出前講座の推進
				4-2-2	楽しみながら学べる生涯学習機会の充実
				4-2-3	市民主体の生涯学習活動の促進
				4-2-4	史跡めぐりの開催
				4-2-5	シンポジウム・講演会等の開催 (再掲1-3-5)
				4-2-6	自然観察会の開催
基本方針5 偕に歩む～推進体制～	基本方針5 偕に歩む～推進体制～	<p>【文化財の諸施策を適切に推進する体制を維持していく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○附属機関や専門委員等の指導や助言のもと、多角的な視点から事業を推進していく必要があります。 ○文化財の専門的な取扱いや調査・研究を円滑に進めるため、文化財主事や学芸員を適切に配置していく必要があります。 ○博物館の経年劣化により、所蔵資料の保存・活用に影響がないよう、施設の在り方の検討を含め、適切に施設を管理していく必要があります。 	基本施策5-1 文化財の適切な推進体制 附属機関等や専門委員による審議、指導・助言に基づき施策の推進を図るとともに、文化財主事や学芸員を適切に配置します。また、博物館施設を適切に管理します。	5-1-1	附属機関等における審議
				5-1-2	専門委員による指導・助言
				5-1-3	文化財主事、学芸員の適切な配置
				5-1-4	博物館の適切な施設管理



措置	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画 期間	
			行政	所 有	市 民	民間	専 門	前 期	後 期
	かるた大会やかるためぐりを開催するとともに、かるたの更新を適宜行うなど、水戸郷土かるたの活用を通して、水戸の文化財や先人を楽しく学ぶ機会の充実を図ります。	継続	◎					■	■
	市立博物館が開催する「こどもミュージアム」など、博物館において、こどもが理解しやすい展示の充実に努めます。	継続	◎					■	■
	こどもたちが親と一緒に民俗芸能・邦楽・茶道・華道等を体験し、伝統文化に親しめるよう、市民活動団体が実施する伝統文化親子教室の開催を支援します。	継続	◎		○			■	■
	学校と連携した芸術教育の推進により、音楽、演劇、美術の各分野において、一流の芸術に触れることができる機械を充実させ、こどもたちの豊かな感性の育成に努めます。	継続	○			◎		■	■
	中学生による弘道館・偕楽園の観光案内や、小学生による「偕楽園記」暗誦披露など、歴史を活用したボランティア活動を通して、もてなしの心を育む教育の推進に努めます。	継続	◎					■	■
	市民に市政に対する理解を深めてもらい、地域の課題を市民と行政が一体となって考える機会とするため、「いきいき出前講座」の活用を促進します。	継続	◎					■	■
	多様化する市民ニーズに応えるため、市民センターと連携した講座の開催や情報発信等を通して、楽しみながら学べる生涯学習機会の充実に努めます。	継続	◎					■	■
	生涯学習サポーターとの協働により、企画講座等の学習プログラムを市民に提供するとともに、サポーターの資質向上を図る研修を実施します。	継続	◎					■	■
	郷土の誇るべき歴史・文化を広く理解してもらうため、市内外の文化財をめぐる「史跡めぐり」を開催し、郷土愛の醸成に努めます。	継続	◎					■	■
	文化財、郷土の先人、展覧会のテーマにあわせたシンポジウム・講演会等を適宜開催し、情報発信に努めます。	継続	◎	○	○	○	○	■	■
	市立博物館において自然観察会を季節ごとに開催し、水戸の生物を学ぶ機会を提供します。	継続	◎					■	■
	(一社)水戸市郷土民俗芸能団体協議会が主催する「水戸市郷土民俗芸能のつどい」の開催支援を通して、民俗芸能の魅力を広く発信します。	継続	◎			○		■	■
	民俗芸能団体に対し、市独自の補助金を交付するとともに、広報や発表機会を提供するなど、多角的な支援を通して民俗芸能の継承に努めます。	継続	◎					■	■
	市民の調査研究や学習活動を支えるため、郷土・行政資料をはじめ、幅広い分野の図書、資料の収集を推進します。	継続	◎					■	■
	文化財保護審議会、博物館協議会、文化財保存活用計画協議会、歴史的風致維持向上計画協議会等の開催を通して、多角的な視点から事業を推進します。	継続	◎					■	■
	史跡等整備検討専門委員、世界遺産登録検討専門委員、文化遺産調査専門委員、博物館資料収集専門委員等の指導・助言を通して、専門的な視点から事業を推進します。	継続	◎					■	■
	文化財に係る専門知識や技術を有する文化財主事や学芸員を適切に配置し、円滑な事業運営を図ります。	継続	◎					■	
	博物館所蔵資料の保存・活用に影響が生じないよう、個別管理計画(長寿命化計画)に基づき、施設の予防保全及び事後保全を適切に実施します。	継続	◎					■	■



付属資料2 課題・基本施策(方針)・措置表

将来像	基本方針	課題	基本施策 (方針)	措置名	
文化財を借に楽しみ、借に伝える～歴史文化を生かしたまちづくり～	基本方針5 借に歩む～推進体制～	<p>【地域総がかりで文化財を保存・活用していく体制を充実させていく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等との連携を一層充実させ、行政主導の保存・活用から市民協働の保存・活用へとシフトチェンジを図っていく必要があります。 ○文化財所有者等による維持管理の負担を軽減するため、支援を継続していく必要があります。 	基本施策5-2 地域と協働した推進体制の充実 文化財関連団体、市民活動団体、企業・学校等と連携し、地域総がかりの保存・活用体制の充実を図ります。また、文化財所有者への支援を推進します。	5-2-1	文化財関連団体との連携
				5-2-2	市民活動団体との連携
		<p>【文化財の保存・活用のための多様な資金調達に努めていく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税やクラウドファンディング等を積極的に活用し、本市の健全な財政運営の堅持に寄与しつつ、地域計画の諸施策を着実に進めていく必要があります。 		5-2-3	企業・学校との連携
				5-2-4	文化財所有者等への支援
	基本方針5 借に歩む～推進体制～	<p>【文化財の保存・活用のための多様な資金調達に努めていく必要があります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税やクラウドファンディング等を積極的に活用し、本市の健全な財政運営の堅持に寄与しつつ、地域計画の諸施策を着実に進めていく必要があります。 	基本施策5-3 保存・活用のための財源確保 グッズの制作・販売、基金運用、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用等、様々な角度から、文化財保存・活用に係る財源の確保に努めます。	5-3-1	グッズの制作・販売 (再掲3-4-8)
				5-3-2	基金の運用
				5-3-3	ふるさと納税・クラウドファンディングの活用



措置	措置内容	継続 ／ 新規	取組主体					計画期間	
			行政	所有	市民	民間	専門	前期	後期
	水戸ユネスコ協会、偕楽園公園を愛する市民の会、幕末維新水戸有志を偲ぶ会をはじめとする文化財関連団体と連携し、地域総がかりの文化財の保存・活用に努めます。	継続	◎		○			■	■
	国田歴史学習会をはじめとする市民サークルや大串貝塚塾等のボランティアと連携し、地域総がかりの文化財の保存・活用に努めます。	継続	◎		○			■	■
	企業・学校等と連携し、商業、観光、教育など、多面的な文化財の保存・活用に努めます。	継続	◎			○	*	■	■
	文化財の保存に係る所有者の負担を軽減するため、補助金の交付や技術的な助言等の支援を推進します。	継続	◎	○				■	■
	文化財を活用したグッズを制作・販売し、文化財への愛着を促進するとともに、財源確保に努めます。	継続	◎					■	■
	文化財の保存、美術品の購入及び芸術振興を図るため、文化財保護基金及び芸術振興基金の効果的な運用に努めます。	継続	◎					■	■
	ふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、文化財の保存・活用のための財源確保に努めます。	継続	◎					■	■